

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第512号)

平成19年9月21日

横 情 審 答 申 第 512 号

平 成 19 年 9 月 21 日

横浜市 長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く 諮問について（答申）

平成19年5月10日まち建審第70号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「別添文書まち建審第366号の2において「平成15年当時のブロックの設置状況に
ついては、本市としては承知しておりません。」と公文書虚偽記載をしているが、馬
場7丁目特定地番Z、特定地番Yの土地が一団の占有地、特定地番X、特定地番W、
特定地番Uの土地が一団の占有地であった事実として、特定地番Yの土地と特定地番
Xの土地境界には1段のブロックが昭和42年から設置されている物的証拠を平成15年
3月25日に中部建築事務所の所長、建築審査課長及び審査係長が現地調査を行い、ブ
ロックの設置状況について確認していることから前述の虚偽文書を作成するにあたっ
て参考にした文書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「別添文書まち建審第366号の2において「平成15年当時のブロックの設置状況については、本市としては承知しておりません。」と公文書虚偽記載をしているが、馬場7丁目特定地番Z、特定地番Yの土地が一団の占有地、特定地番X、特定地番W、特定地番Uの土地が一団の占有地であった事実として、特定地番Yの土地と特定地番Xの土地境界には1段のブロックが昭和42年から設置されている物的証拠を平成15年3月25日に中部建築事務所の所長、建築審査課長及び審査係長が現地調査を行い、ブロックの設置状況について確認していることから前述の虚偽文書を作成するにあたって参考にした文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添文書まち建審第366号の2において「平成15年当時のブロックの設置状況については、本市としては承知しておりません。」と公文書虚偽記載をしているが、馬場7丁目特定地番Z、特定地番Yの土地が一団の占有地、特定地番X、特定地番W、特定地番Uの土地が一団の占有地であった事実として、特定地番Yの土地と特定地番Xの土地境界には1段のブロックが昭和42年から設置されている物的証拠を平成15年3月25日に中部建築事務所の所長、建築審査課長及び審査係長が現地調査を行い、ブロックの設置状況について確認していることから前述の虚偽文書を作成するにあたって参考にした文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年3月5日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 平成15年3月25日に当時の建築局中部建築事務所の所長、建築審査課長及び審査係長が行った現地調査は、異議申立人（以下「申立人」という。）から提出された文書の主旨確認と意見交換を目的に行われたものである。
- (2) 平成18年9月13日付まち建審第366号の2（以下「本件回答部分」という。）は、

申立人から提出された平成18年8月21日付求釈明申立書(2)2において、特定地番Zと特定地番Yの土地境界に設置されたブロック・フェンス(以下「本件ブロック」という。)について、その設置に際して市が許可をしたのかどうかについて釈明を求められていたため、回答したものである。横浜市としては、本件ブロックは設置された状態となっているが、ブロック・フェンスについては、建築確認申請を不要として取り扱っているため、建築基準法(昭和25年法律第201号)上の違反があるとは考えておらず、本件ブロックに係る相談、申請等は把握していない。

このため、「平成15年当時のブロックの設置状況については、本市としては承知しておりません。」と回答している。

したがって、本件申立文書は、作成しておらず、保有していないため、条例第10条第2項に基づいて非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の取消しを求める。

(2) 申立人の開示請求に対して実施機関から送付されてきた非開示決定通知書の「根拠規定を適用する理由」において、「当該開示請求に係わる行政文書は、作成しておらず、又は取得しておらず、保有していないため」という理由で非開示になっているが、平成15年3月25日に中部建築事務所の所長、建築審査課長及び審査係長は、馬場7丁目特定地番Tの土地に4棟の建築確認がおりている現場調査を行った際に、特定地番Z、特定地番Yの土地が一団の占有地、特定地番X、特定地番W、特定地番Uの土地が一団の占有地であった事実として特定地番Yと特定地番Xの土地の土地境界には1段のブロックで分割されている状況を物的証拠として写真撮影を行い、その上、所長は、申立人に「申立人は、特定個人Aにこちらを通ってはいけなと何故言わなかったのですか。」という質問をしたので、申立人は所長に「特定個人Aより1ヶ月位遅れて入居したこと、土地付建物が分割払いであること、特定個人Bより土地を借りていたこと及び入居早々特定個人Aとトラブルを起こしたくなかったからです。また、特定個人Bから特定個人C、特定個人Dに貸与していた土地を購入してほしいという依頼があった際、私は特定個人Aに、こちら側を通るのであれば、特定個人Bが買ってほしいという土地の半分を買ってはどうですかと打診したところ、特定個人Aは、いずれこの土地付建物は売却して息子と同居するし、

特定個人E側も通ることができるので、特定個人Bの売地を購入する意思はありませんと断ったのです。」と回答したのである。

- (3) 以上の経緯から、本件回答部分において、「平成15年当時のブロックの設置状況については、本市としては承知しておりません。」と記載していることは、事実と反する公文書虚偽記載であることが明白であるにもかかわらず、この公文書虚偽記載を行うにあたり、作成の根拠になった文書が存在しないことはあり得ない。

仮に、市当局の職員が本件回答部分を含む公文書を作成するにあたり調査・検討も行わず、その上、理由・根拠となる文書もなく、公文書虚偽記載を行うことは、違法な行為であることが明白である。

- (4) 以上のことから、本件回答部分において「平成15年当時のブロックの設置状況については、本市としては承知しておりません。」と記載していることは、事実と反する虚偽の文書であることから、その文書を作成するにあたって理由・根拠となる文書が存在するものと考え請求しているのである。

仮に、申立人の請求文書が存在しないのであれば、この文書を作成した市当局の職員は、公文書虚偽記載を行った違法行為に該当するために、この職員の懲戒処分を行うと同時にこの公文書虚偽記載の文書の抹消及び訂正を請求する。

- (5) 本件のような案件を貴審査会に諮問を行う以前に市長は、市当局の職員の違法行為について厳重な処分を行うべきである。

- (6) 過去においても貴審査会が証拠事実を無視した答申を申立人に送付してきたので、申立人は再審査請求を貴殿に申立て、答申に対する反論及び質問を提出したが、貴殿からは何ら回答もなく、責任を回避して、当時の市民情報課長より誠意のない回答が送付されてきたので、申立人は異議及び質問申立てを行ったが、いまだ、その回答を受領していない。

仮に、貴審査会が公正に調査審議したのであれば、申立人の証拠文書に基づく異議申立て及び質問に対して正当な回答が可能であるにもかかわらず、その回答ができないことは、事実誤認と法令違反の基に市職員の違法行為を隠蔽、幫助していることが明らかである。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、開示請求書の記載から、実施機関が本件回答部分において「平成15年当時のブロックの設置状況については、本市としては承知しておりませ

ん。」と記載するに当たり、参考とした文書と解される。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件回答部分について、平成18年8月21日付求釈明申立書(2)における本件ブロックの設置の許可についての質問に対して回答したものと説明している。ブロック・フェンスは建築確認申請を不要と取り扱っており、また、本件ブロックに係る相談、申請等は把握していないことから、本件回答部分を作成したものであり、本件申立文書は作成しておらず、保有していないと説明している。

イ 当審査会では、上記の実施機関の説明を確認するため、平成18年8月21日付求釈明申立書(2)2を見分したところ、本件回答部分は、平成15年3月に本件ブロックの設置に際して横浜市が許可をしたのかどうかという質問に対するものと認められる。そうすると、本件申立文書が存在するとすれば、それは、平成17年10月27日の答申第417号(別添)の対象行政文書である「本件ブロックの設置を認可した責任者名及びその理由が記録されている文書」と同一のものであると考えられる。

ウ 答申第417号では、「本件ブロックの設置を認可した責任者名及びその理由が記録されている文書」が存在しないため非開示とした実施機関の決定を妥当であると判断しており、また、本件ブロックの設置に関する認可関係書類を保有していないとする実施機関の状況については、同答申時と何ら変わるものではないと認められる。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年5月10日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成19年5月17日 (第106回第一部会) 平成19年5月23日 (第105回第二部会)	・諮問の報告
平成19年5月25日 (第41回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成19年6月6日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年6月22日 (第42回第三部会)	・審議
平成19年7月6日 (第43回第三部会)	・審議

答申第417号（抜粋）

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

申立人の主張から、鶴見区馬場七丁目の2棟の土地境界に平成15年3月にブロック・フェンスが設置されたとのことであり、この設置を認可した責任者名及びその理由が記録されている文書が本件申立文書であると認められる。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、当該ブロック・フェンスが設置された状態となっているが、建築基準法上の違反があるとは考えておらず、また、当該ブロック・フェンスに係る相談、申請等は把握していないと説明している。

イ 中部建築事務所では、鶴見区馬場七丁目の2棟が違反建築物であると認定しておらず、建築基準法に基づく行政措置を行うことは考えていないと説明しており、このような実施機関の説明に対しては、当審査会としても答申第328号において判断しているとおり不自然・不合理であると言うことはできない。

ウ また、ブロック・フェンスで床面積が0㎡であるものについては建築確認申請を不要として取り扱っていると実施機関が説明していることから、当該ブロック・フェンスに関して建築確認申請の有無を確認するため、再度実施機関に建築確認支援システムにより調査させたが、当該建築確認申請の存在を認めることはできなかった。

このように、当該ブロック・フェンスの設置に関する認可関係書類が存在していると推認させる事情は認められないことから、本件申立文書が存在しないとする実施機関の主張に不合理な点を認めることはできない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。